

## 市川町空き家片付け支援事業補助金交付要綱

令和4年2月16日要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川町内の空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、当該空き家の家財道具等の処分に要する経費に対して、市川町空き家片付け支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市川町空き家等情報登録制度要綱（平成22年要綱第29号）に基づく空き家バンクに登録した又は登録しようとする建築物をいう。
- (2) 家財処分等 空き家に残されている家財道具の処分又は清掃、樹木の伐採、草刈等の環境整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 3親等以外の者に売買又は賃貸するため、空き家の家財処分等を行う者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (4) 市川町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) ごみの収集、運搬及び処理に要する経費
- (2) 家財等の処分に要する経費
- (3) 空き家又は敷地の清掃に要する経費
- (4) 敷地内の樹木伐採、草刈等に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、100,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象事業を行う前に補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (2) 見積書
  - (3) 現況写真（補助対象事業を行う前の空き家及びその敷地の状況が分かるもの）
  - (4) 納税証明書
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。
- （実績報告）

第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
  - (2) 現況写真（補助対象事業実施後の空き家又はその敷地の状況が分かるもの）
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に空き家バンクの登録を取り下げたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に

補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年1月24日要綱第1号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に行われた申込みに係る補助金については、なお従前の例による。